

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－４ 行政処分を行う際の留意点 Ⅱ－４－１ 清算機関 Ⅱ－４－１－９ 清算機関が提出する書類等における記載上の留意点 別紙様式集における代表者の氏名の記載については、法令の手續に従い、免許等の申請の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）<u>第三十条の十三</u>に規定する旧氏をいう。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手續（清算機関） Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－１ 経営管理体制 （１）（略） （２）主な着眼点 [代表取締役] ①・②（略） [取締役・取締役会] ①・②（略）	Ⅱ. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－４ 行政処分を行う際の留意点 Ⅱ－４－１ 清算機関 Ⅱ－４－１－９ 清算機関が提出する書類等における記載上の留意点 別紙様式集における代表者の氏名の記載については、法令の手續に従い、免許等の申請の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）<u>第三十条</u>に規定する旧氏をいう。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。 Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手續（清算機関） Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－１ 経営管理体制 （１）（略） （２）主な着眼点 [代表取締役] ①・②（略） [取締役・取締役会] ①・②（略）

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
③ 取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。<u>特に、制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項について参加者その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。</u> ④～⑦ （略） [監査役・監査役会] ①～④ （略） [内部監査部門] ①～③ （略） [外部監査の活用] ①～③ （略） （３） （略） Ⅲ－２ 財務の健全性 Ⅲ－２－２ 包括的なリスク管理の体制 （１） （略） （２） 主な着眼点 ① <u>リスク管理部門は、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有し、実効性あるリスク管理を行うことができる体制となっているか。例えば、リスク管理部門が把握した事項の取締役会への報告体制は、他の部門の報告体制と明確に分離され、リスク管</u>	③ 取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。 ④～⑦ （略） [監査役・監査役会] ①～④ （略） [内部監査部門] ①～③ （略） [外部監査の活用] ①～③ （略） （３） （略） Ⅲ－２ 財務の健全性 Ⅲ－２－２ 包括的なリスク管理の体制 （１） （略） （２） 主な着眼点 <u>（新設）</u>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>理部門の権限により取締役会に直接報告できるような体制となっているか。</u> ②～⑥ (略) ⑦ <u>他の清算・振替機関等との間で、直接又は仲介機関を通じて接続するための契約・事務処理上の取極めを行う前に、又は当該取極めを行った後は継続的に、当該取極めが清算機関にもたらす潜在的なリスクの源泉を特定し、管理するための方策を講じているか。</u> Ⅲ－２－３ 信用リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ①～④ (略) ⑤ また、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、<u>最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある１先の参加者（連結ベース）^(注)が破綻した場合のストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。</u> 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）^(注)の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。	①～⑤ (略) <u>(新設)</u> Ⅲ－２－３ 信用リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ①～④ (略) ⑤ また、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、<u>以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。</u> <u>ア. 最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（単体ベース）^(注１)の破綻</u> <u>イ. 最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある１先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻</u> 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(削除)</u> <u>(注) 当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す）を含み算出された額をいう。</u> ⑥ (略) Ⅲ－２－４ 流動性リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 清算機関は、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭におき、<u>最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）^(注)が破綻した場合の</u>ストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を<u>全ての関連通貨について有しているか。</u> 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある２先の参加者（連結ベース）^(注)の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。	<u>(注１) 当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す）を含まないで算出された額をいう。</u> <u>(注２) 当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。</u> ⑥ (略) Ⅲ－２－４ 流動性リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 清算機関は、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭におき、<u>以下のいずれかの</u>ストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を<u>有しているか。</u> <u>ア. 最大の流動資源を必要とする２先の参加者（単体ベース）^(注１)の破綻</u> <u>イ. 最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻</u> 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある２先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(削除)</u> <u>(注)</u> 当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。 ③～⑥ (略) Ⅲ－２－６ 担保制度 (１) (略) (２) (略) (３) 監督手法・対応 取引証拠金の代用有価証券等として、金融商品取引所等に関する内閣府令第 68 条第 1 項第 3 号に規定する権利（以下「LG」という。）が認められている。 LG は、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。</u>）のカバー取引（同令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）について、 ・ 特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が特定通貨関連店頭デリバティブ取引やカバー取引を安定的に行う観点から清算機関の利用を促進する必要性が高いこと ・ 特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が清算機関の利用を促進するためのインセンティブとして、代用有価証券等として LG の利用を認めることが有効であることを踏まえ、例外的に代用有価証券等として認められたものであることに留意する必要がある。 これを踏まえ、LG の利用については、市場環境の変化等を踏まえ、	<u>(注 1) 当該参加者の関係会社等を含まないで算出された額をいう。</u> <u>(注 2) 当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。</u> ③～⑥ (略) Ⅲ－２－６ 担保制度 (１) (略) (２) (略) (３) 監督手法・対応 取引証拠金の代用有価証券等として、金融商品取引所等に関する内閣府令第 68 条第 1 項第 3 号に規定する権利（以下「LG」という。）が認められている。 LG は、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（<u>同令第 117 条第 1 項第 28 号の 2 に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。</u>）のカバー取引（同令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）について、 ・ 特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が特定通貨関連店頭デリバティブ取引やカバー取引を安定的に行う観点から清算機関の利用を促進する必要性が高いこと ・ 特定通貨関連店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等が清算機関の利用を促進するためのインセンティブとして、代用有価証券等として LG の利用を認めることが有効であることを踏まえ、例外的に代用有価証券等として認められたものであることに留意する必要がある。 これを踏まえ、LG の利用については、市場環境の変化等を踏まえ、

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
必要に応じて見直す必要がある。 <u>Ⅲ－２－７ 再建計画の策定等</u> <u>（１）意義</u> <u>システム上重要な清算機関が危機に直面した場合、その影響が当該清算機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、国際的には、「再建・処理計画（Recovery and Resolution Plans: RRP）」の策定について金融安定理事会において合意^{（注１）}がなされている。また、再建計画については、CPMI 及び IOSCO から、ガイダンス^{（注２）}が示されている。</u> <u>我が国の清算機関は、CPMI、IOSCO 及び関係当局が決定する「複数の法域においてシステム上重要な清算機関」に該当しないことに加え、金融商品債務引受業の適切な遂行の確保のため、損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書に定めるなどの措置を講じている（金商法第 156 条の 10）ものの、金融システムの安定性を確保する上で万全を期すため、再建計画の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。なお、我が国の清算機関が複数の法域においてシステム上重要な清算機関に該当することとなった場合は、追加的な措置を検討する。</u> <u>（注１）金融安定理事会「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011 年 11 月）、「FMI 及び FMI 参加者の破綻に関する付属文書」（2014 年 10 月）、「清算機関の破綻処理及び破綻処理計画に係るガイダンス」（2017 年 7 月）</u> <u>（注２）CPMI 及び IOSCO「金融市場インフラの再建」（2014 年 10 月公表、2017 年 7 月改訂）</u>	必要に応じて見直す必要がある。 <u>（新設）</u>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
(2) 主な着眼点 <u>清算機関（金商法第 156 条の 62 各号に掲げる取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業の対象としている清算機関に限る。）に対して金融商品取引法第 156 条の 15 に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各清算機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。</u> ① 再建計画の概要 ア. <u>当該清算機関における再建計画の位置付け</u> イ. <u>再建計画の策定体制</u> ② 再建計画策定に当たって前提となるべき事項 ア. <u>事業概要及びグループ構造の概要</u> イ. <u>財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢</u> ③ 再建計画発動に係るトリガー ア. <u>危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー（財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。）</u> イ. <u>通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバーシ・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該清算機関固有のストレスシナリオの双方を含む。）</u> ウ. <u>トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス</u> エ. <u>通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係</u>	

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
④ リカバリー・オプションの分析 ア. <u>ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）</u> イ. <u>各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価</u> ⑤ その他 ア. <u>経営情報システム</u> <u>再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間</u>	
Ⅲ－２－８ 監督手法・対応 （略）	Ⅲ－２－ <u>7</u> 監督手法・対応 （略）
Ⅲ－３ 業務の適切性	Ⅲ－３ 業務の適切性
Ⅲ－３－２ 業務継続体制 （１） （略） （２）主な着眼点	Ⅲ－３－２ 業務継続体制 （１） （略） （２）主な着眼点
① （略） ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。 <u>特に、危機発生時における意思決定の体制を明確化しているか。</u>	① （略） ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
③ <u>取締役会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、</u>	<u>（新設）</u>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>危機時における対応方針等の策定及び重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。</u> ④～⑦ (略) (3) (略) Ⅲ－３－３ 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定め、定期的に検証し、必要に応じ見直すこととしているか。また、取締役会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略) Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） Ⅳ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅳ－１－１ 経営管理体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 [代表取締役又は代表理事] ①・② (略)	③～⑥ (略) (3) (略) Ⅲ－３－３ 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略) Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関） Ⅳ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅳ－１－１ 経営管理体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 [代表取締役又は代表理事] ①・② (略)

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
[取締役・取締役会又は理事・理事会] ①・② (略) ③ 取締役会又は理事会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。<u>特に、制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項について参加者その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。</u> ④～⑦ (略) [監査役・監査役会又は監事] ①～④ (略) [内部監査部門] ①～③ (略) [外部監査の活用] ①～③ (略) (3) (略) IV－2 財務の健全性 IV－2－2 包括的なリスク管理の体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>リスク管理部門は、十分な権限、独立性、資源及び取締役会又は理事会へのアクセスを有し、実効性あるリスク管理を行うことがで</u>	[取締役・取締役会又は理事・理事会] ①・② (略) ③ 取締役会又は理事会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。 ④～⑦ (略) [監査役・監査役会又は監事] ①～④ (略) [内部監査部門] ①～③ (略) [外部監査の活用] ①～③ (略) (3) (略) IV－2 財務の健全性 IV－2－2 包括的なリスク管理の体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 <u>(新設)</u>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>きる体制となっているか。例えば、リスク管理部門が把握した事項の取締役会又は理事会への報告体制は、他の部門の報告体制と明確に分離され、リスク管理部門の権限により取締役会又は理事会に直接報告できるような体制となっているか。</u> ②～⑥ (略) IV－２－４ 流動性リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 資金清算機関は、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭に<u>おいたストレスシナリオ（例えば、最大の流動的資源を必要とする２先の参加者（単体ベース）^(注１)の破綻）をカバーするだけの流動的資源を有しているか。資金清算機関の流動的資源は、少なくとも、最大の流動的資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻をカバーするものとなっているか。</u> (注１) 当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す）を含まないで算出された額をいう。 (注２) 当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。 ③～⑥ (略) IV－３ 業務の適切性	①～⑤ (略) IV－２－４ 流動性リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 資金清算機関は、極端であるが現実に関与し得る市場環境を念頭に<u>におき、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を有しているか。</u> <u>ア. 最大の流動資源を必要とする２先の参加者（単体ベース）^(注１)の破綻</u> <u>イ. 最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）^(注２)の破綻</u> (注１) 当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す）を含まないで算出された額をいう。 (注２) 当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。 ③～⑥ (略) IV－３ 業務の適切性

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
Ⅳ－３－２ 業務継続体制 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。<u>特に、危機発生時における意思決定の体制を明確化しているか。</u> ③ <u>取締役会又は理事会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、危機時における対応方針等の策定及び重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。</u> ④～⑦ (略) (３) (略) Ⅳ－３－３ 事務リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定め、定期的に検証し、必要に応じ見直すこととしているか。<u>また、取締役会又は理事会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (３) (略)	Ⅳ－３－２ 業務継続体制 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① (略) ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。 <u>(新設)</u> ③～⑥ (略) (３) (略) Ⅳ－３－３ 事務リスク管理 (１) (略) (２) 主な着眼点 ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。<u>また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (３) (略)

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－1 経営管理（ガバナンス） V－1－1 経営管理体制 （１） （略） （２）主な着眼点 〔代表取締役〕 ①・② （略） 〔取締役・取締役会〕 ①・② （略） ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。<u>特に、制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項について加入者その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。</u> ④～⑦ （略） 〔監査役・監査役会〕 ①～④ （略） 〔内部監査部門〕 ①～③ （略） 〔外部監査の活用〕 ①～③ （略）	V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－1 経営管理（ガバナンス） V－1－1 経営管理体制 （１） （略） （２）主な着眼点 〔代表取締役〕 ①・② （略） 〔取締役・取締役会〕 ①・② （略） ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。 ④～⑦ （略） 〔監査役・監査役会〕 ①～④ （略） 〔内部監査部門〕 ①～③ （略） 〔外部監査の活用〕 ①～③ （略）

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
(3) (略) V-2 財務の健全性 V-2-2 リスク管理の体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>リスク管理部門は、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有し、実効性あるリスク管理を行うことができる体制となっているか。例えば、リスク管理部門が把握した事項の取締役会への報告体制は、他の部門の報告体制と明確に分離され、リスク管理部門の権限により取締役会に直接報告できるような体制となっているか。</u> ②～⑥ (略) ⑦ <u>他の清算・振替機関等との間で、直接又は仲介機関を通じて接続するための契約・事務処理上の取極めを行う前に、又は当該取極めを行った後は継続的に、当該取極めが振替機関にもたらす潜在的なリスクの源泉を特定し、管理するための方策を講じているか。</u> V-3 業務の適切性 V-3-2 業務継続体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① (略)	(3) (略) V-2 財務の健全性 V-2-2 リスク管理の体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 <u>(新設)</u> ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> V-3 業務の適切性 V-3-2 業務継続体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① (略)

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。<u>特に、危機発生時における意思決定の体制を明確化しているか。</u> ③ <u>取締役会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、危機時における対応方針等の策定及び重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。</u> ④～⑦ (略) (3) (略) V-3-3 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定め、定期的に検証し、必要に応じ見直すこととしているか。また、取締役会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略) VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-1 経営管理（ガバナンス）	② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。 <u>(新設)</u> ③～⑥ (略) (3) (略) V-3-3 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略) VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI-1 経営管理（ガバナンス）

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
VI－１－１ 経営管理体制 (１) (略) (２) 主な着眼点 [代表取締役] ①・② (略) [取締役・取締役会] ①・② (略) ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。<u>特に、制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項について利用者その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。</u> ④～⑦ (略) [監査役・監査役会] ①～④ (略) [内部監査部門] ①～③ (略) [外部監査の活用] ①～③ (略) (３) (略) VI－２ 財務の健全性 VI－２－２ リスク管理の体制	VI－１－１ 経営管理体制 (１) (略) (２) 主な着眼点 [代表取締役] ①・② (略) [取締役・取締役会] ①・② (略) ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。 ④～⑦ (略) [監査役・監査役会] ①～④ (略) [内部監査部門] ①～③ (略) [外部監査の活用] ①～③ (略) (３) (略) VI－２ 財務の健全性 VI－２－２ リスク管理の体制

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
(1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>リスク管理部門は、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有し、実効性あるリスク管理を行うことができる体制となっているか。例えば、リスク管理部門が把握した事項の取締役会への報告体制は、他の部門の報告体制と明確に分離され、リスク管理部門の権限により取締役会に直接報告できるような体制となっているか。</u> ②～⑤ (略) ⑥ <u>他の清算・振替機関等との間で、直接又は仲介機関を通じて接続するための契約・事務処理上の取極めを行う前に、又は当該取極めを行った後は継続的に、当該取極めが取引情報蓄積機関にもたらす潜在的なリスクの源泉を特定し、管理するための方策を講じているか。</u> VI－3 業務の適切性 VI－3－2 業務継続体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① (略) ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。<u>特に、危機発生時における意思決定の体制を明確化しているか。</u>	(1) (略) (2) 主な着眼点 <u>(新設)</u> ①～④ (略) <u>(新設)</u> VI－3 業務の適切性 VI－3－2 業務継続体制 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① (略) ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
③ <u>取締役会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、危機時における対応方針等の策定及び重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。</u> ④～⑦ (略) (3) (略) VI-3-3 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定め、定期的に検証し、必要に応じ見直すこととしているか。また、取締役会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略)	(新設) ③～⑥ (略) (3) (略) VI-3-3 事務リスク管理 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① <u>事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。</u>さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④ (略) (3) (略)